

第3次

新座市
子ども・子育て
支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
新座市

©新座市 2010

1 計画策定の趣旨

核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化、コロナ禍における地域活動の停滞、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、SNSに起因するいじめや犯罪被害の社会問題化、若年層における自殺の深刻化など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、こどもや子育て家庭が抱える悩みや不安も多様化、複雑化してきており、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが引き続き求められています。

令和2年度を初年度とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2次計画」という。）が令和6年度末で計画期間を満了することから、こども・子育てを取り巻く環境の変化や第2次計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けられ、これらを一体的に策定します。

また、児童虐待防止のための施策や「子供の貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえた施策を包含します。

本市市政の最上位計画である「第5次新座市総合計画」や国・県のこども・子育て支援施策の方向性を踏まえるとともに、本市における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

3 計画期間と対象

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

本計画の対象は、本市に居住するすべてのこども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

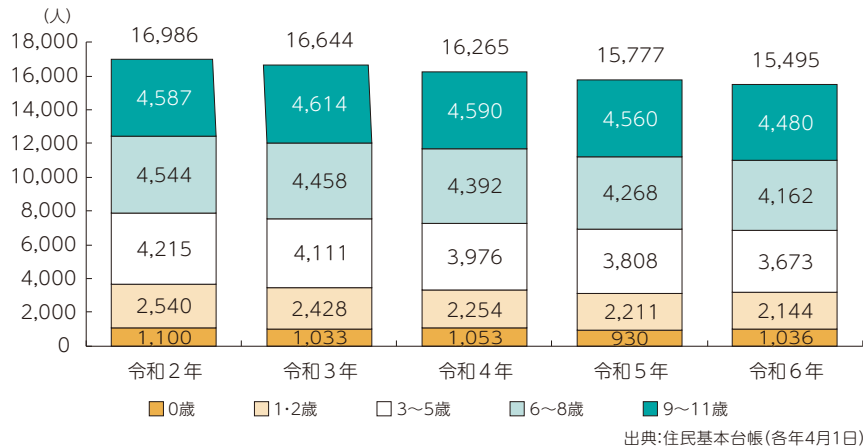
4 新座市のこどもの状況

① こども人口の推移

11歳以下のこどもの人口の推移をみると、令和2年の16,986人から令和6年には15,495人と第2次計画期間中で1,491人(8.8%)減少しています。

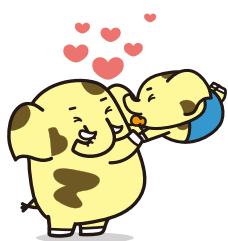
特に1・2歳の人口の減少幅が大きくなっています。

■ こどもの人口の推移

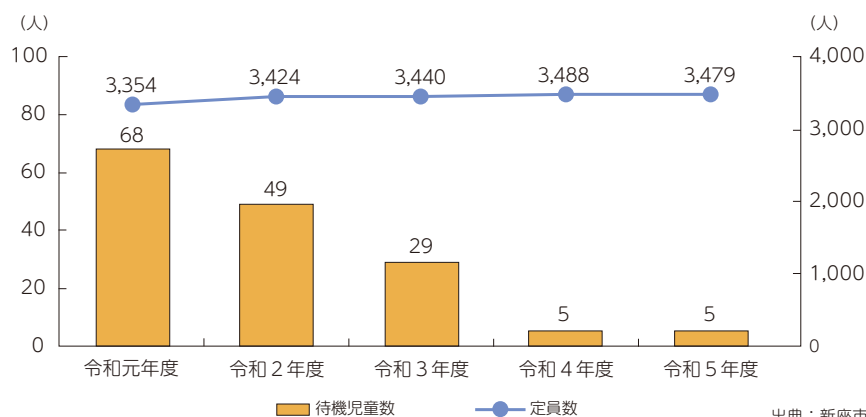


② 待機児童数

令和元年度に68人だった待機児童は年々減少し、令和5年度には5人にまで減少しています。



■ 待機児童数の推移



5 計画の基本理念

これまで市が掲げてきた「こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」の理念を引き続き継承し、安心してこどもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができるまちを目指すとともに、未来を担うすべてのこどもたちを権利の主体として意見を尊重し、最善の利益を図ることで、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「すべてのこどもが“まんなか”な地域社会」の実現に向けて、各施策の充実・推進に努めてまいります。

こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 にいざ

～すべてのこどもが“まんなか”な地域社会を目指して～

6 施策の体系

< 基本理念 >

こどもが
親が
地域が育つ
子育て応援都市
にいざ



< 基本目標 >

I

すべてのこどもが
健やかに、
幸せに育つことを
応援するために

II

すべての親が
子育てを楽しみ、
こどもと共に
成長できることを
応援するために

III

地域でこどもや親の成長を支える
まちづくりを応援するために

< 基本施策 >

1 こどもの権利の尊重

2 こどもの心身の健康づくりの推進

3 幼児教育・保育の充実

4 きめ細かな学校教育の充実

5 こどもの居場所の推進

6 児童虐待防止対策の強化

7 発達支援・障がい児施策の充実

8 こどもの貧困対策の推進

1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

2 多様な保育サービス・子育て支援の充実

3 子育て相談・家庭教育支援の充実

4 ひとり親支援の充実

5 子育てしやすい環境の整備

6 経済的支援の充実

1 地域における子育てネットワークづくり

2 多様な体験・交流活動の促進

3 安心して暮らせる環境の整備

7 施策の展開



基本目標Ⅰ ▶ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策 1

こどもの権利の尊重

様々な機会や媒体を通じて、こどもの権利について社会全体で共有するとともに、生まれながらに権利の主体であり、こども施策の当事者であるこどもたちが、自らの意見を形成し、その意見を表明することや、こどもの意見を聴取し、施策・事業に反映させる仕組みの構築を図ります。

また、困難な状況に直面しているこどもたちが、気軽に相談でき、必要な支援を受けられる支援体制の構築に努めます。

基本施策 2

こどもの心身の健康づくりの推進

母子保健事業や学校教育等を通じて、こどもの健康状態の早期発見・把握に努めるとともに、こども及び保護者に対し、心身の健康に関する意識啓発や指導・助言、相談支援、各種教室の開催等を行います。

基本施策 3

幼児教育・保育の充実

質の高い幼児教育・保育の推進及び安全・安心な教育・保育環境の整備を推進するとともに、障がい児や外国にルーツを持つこどもなど配慮が必要なこどもへのきめ細かな対応がとれる体制の強化を図ります。また、小学校への円滑な移行に向けた取組を推進します。

基本施策 4

きめ細かな学校教育の充実

個別最適で協働的な学びができる質の高い教育への取組や地域資源を活かした特色ある学校教育の推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導により、豊かな心や健やかな体、確かな学力をバランスよく身に付けることのできる教育を推進します。

基本施策 5

こどもの居場所づくりの推進

こどもたちが、安全に安心して過ごすことのできる居場所の充実を図ります。また、様々な地域資源を活用し、関係団体等と連携しながら、多様な学びや体験活動、幅広い交流等ができる身近な地域の居場所づくりを促進します。

基本施策 6

児童虐待防止対策の強化

親同士が気軽に参加、交流できる機会の提供や困難な状況にある妊産婦や保護者に対する切れ目のない寄り添った支援を行い、虐待予防に努めます。また、虐待の早期発見及び適切な対応がとれるよう、関係機関の連携を強化します。

基本施策 7

発達支援・障がい児施策の充実

乳幼児健診等を通じて障がいの早期発見や発達の状況の把握、こどもの発達や障がいに関する知識の普及や理解促進を図るとともに、年齢や障がいの状況にあったきめ細かな相談支援や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

基本施策 8

こどもの貧困対策の推進

生活困窮世帯のこども等に対する地域における学習支援や基本的な生活習慣の習得等の生活支援に加え、地域における居場所づくり、就学援助等を通じた教育の機会均等の保障を図ります。また、ひとり親家庭に対する自立支援や経済的支援を行います。

基本目標Ⅱ ▶ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策 1

安心して妊娠・出産・
子育てができる
切れ目のない支援

妊娠・出産時の健康管理や乳幼児の健全な発育・発達に向け、保健師や助産師等の専門職による指導・助言等を行います。また、関係機関の連携を強化し、それぞれの家庭や一人ひとりの状況に寄り添った切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

基本施策 2

多様な保育サービス・
子育て支援の充実

安心してこどもを預けることができ、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、関係機関等と連携し保育人材の確保に努めながら、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

基本施策 3

子育て相談・
家庭教育支援の充実

身近な場所で相談できる場の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、必要な人を必要な支援につなげる寄り添った包括的な相談支援を行います。また、講座・教室等の開催を通じて、家庭教育の重要性に対する啓発や学ぶ機会を提供します。

基本施策 4

ひとり親支援の充実

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、経済的負担の軽減に向けた各種手当等の支給を行います。

基本施策 5

子育てしやすい
環境の整備

子育て家庭の親が、地域の中で様々な活動に参加しやすい環境やこども連れでも外出しやすい環境や遊び場等の整備、医療体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を推進します。また、情報誌やSNS等を活用し、子育てに関する情報をわかりやすく発信します。

基本施策 6

経済的支援の充実

各種手当・助成等の支給及び制度の周知等を行うとともに、子育て家庭の実情を踏まえ、教育・保育や医療等にかかる経済的支援の充実に努めます。

基本目標Ⅲ ▶ 地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

基本施策 1

地域における子育て支援
ネットワークづくり

地域で様々な分野において子育て支援活動を主体的に行っている各種団体やボランティア等の活動を支援し、その活性化を図るとともに、団体同士の交流・連携を促進するための取組を推進します。

基本施策 2

多様な体験・
交流活動の促進

関係団体等との連携・協力のもと、こどもが地域の中で多様な体験や交流をすることができる機会の充実を図ります。



基本施策 3

安心して暮らせる
環境の整備

こどもとその保護者が安心して暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や道路の整備を進めます。また、こどもたちが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、交通安全や情報教育、非行防止等の推進・啓発に取り組むとともに、地域における防犯活動を促進することで、犯罪等が起きにくい環境づくりを推進します。

8

教育・保育提供区域

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域(1区域)として、目標事業量及び提供体制を設定します。

■ 本市における教育・保育提供区域



9

教育・保育の量の見込みと確保方策

単位:人

(1) こども人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から17歳までのこどもの人口を令和2年から令和6年の4月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	945	939	935	934	926
1歳	1,093	996	992	988	988
2歳	1,024	1,113	1,016	1,012	1,008
3歳	1,156	1,041	1,130	1,032	1,028
4歳	1,140	1,179	1,060	1,150	1,051
5歳	1,238	1,148	1,188	1,068	1,159
6歳	1,325	1,237	1,148	1,186	1,068
7歳	1,308	1,330	1,242	1,153	1,190
8歳	1,423	1,313	1,335	1,247	1,157
9歳	1,445	1,427	1,317	1,339	1,251
10歳	1,446	1,442	1,424	1,314	1,336
11歳	1,527	1,450	1,446	1,428	1,318
12歳	1,505	1,524	1,447	1,443	1,425
13歳	1,528	1,511	1,530	1,453	1,449
14歳	1,563	1,531	1,514	1,533	1,456
15歳	1,538	1,564	1,532	1,515	1,533
16歳	1,484	1,532	1,558	1,526	1,510
17歳	1,543	1,484	1,532	1,558	1,526
計	24,231	23,761	23,346	22,879	22,379

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 認定区分

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦（夫）家庭 就労時間が短い家庭 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳 （3歳以上児）
2号認定	保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		0～2歳児 （3歳未満児）

(3) 保育にかかる施設型給付

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	1,791	1,259	197	1,707	1,258	196	1,712	1,196	195	1,647	1,192	194	1,641	1,189	193
提供体制②	1,921	1,250	290	1,918	1,218	288	1,916	1,218	288	1,911	1,218	288	1,911	1,218	288
特定教育・保育施設	1,920	963	230	1,917	965	228	1,915	965	228	1,910	965	228	1,910	965	228
特定地域型保育事業	0	274	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56
認可外保育施設	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4
過不足②-①	130	▲9	93	211	▲40	92	204	22	93	264	26	94	270	29	95

(4) 学校教育にかかる施設型給付

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	1,524	1,452	1,456	1,401	1,396
提供体制②	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495
過不足②-①	971	1,043	1,039	1,094	1,099

(5) 地域子ども・子育て支援事業

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	量の見込み	5	5	5	5	5
		提供体制	5	5	5	5	5
時間外保育事業	人	量の見込み	1,935	1,884	1,850	1,808	1,802
		提供体制	3,461	3,424	3,422	3,417	3,417
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	1,625	1,592	1,540	1,503	1,449
		提供体制	1,638	1,742	1,742	1,742	1,742
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	量の見込み	18	18	18	18	18
		提供体制	18	18	18	18	18
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	量の見込み	534	534	534	534	534
		提供体制	534	534	534	534	534
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	945	939	935	934	926
		提供体制	945	939	935	934	926
養育支援訪問事業	人	量の見込み	3	3	3	3	3
		提供体制	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業	人回	量の見込み	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
		提供体制	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	量の見込み	37,057	35,306	35,403	34,066	33,944
		提供体制	72,660	72,660	72,660	72,660	72,660
一時預かり事業 (一般型)	人日	量の見込み	5,782	5,256	5,292	5,274	5,256
		提供体制	32,120	29,200	29,400	29,300	29,200
病児・病後児保育	人日	量の見込み	48	48	49	48	49
		提供体制	968	964	972	968	980
ファミリー・サポート・ センター事業	人日	量の見込み	4,366	4,236	4,129	4,020	3,921
		提供体制	4,366	4,236	4,129	4,020	3,921

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健康診査事業	人	量の見込み	986	982	981	972	968
		提供体制	986	982	981	972	968
実費徴収にかかる 補足給付事業	人	量の見込み	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
		提供体制	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	人月	量の見込み	24	24	24	24	24
		提供体制	24	24	24	24	24
妊婦等包括相談支援事業	回	量の見込み	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
		提供体制	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
乳児等通園支援制度 (こども誰でも通園制度)	人日	量の見込み	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
		提供体制	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
産後ケア事業	人日	量の見込み	280	279	279	276	275
		提供体制	280	279	279	276	275

10 計画の推進

①推進体制

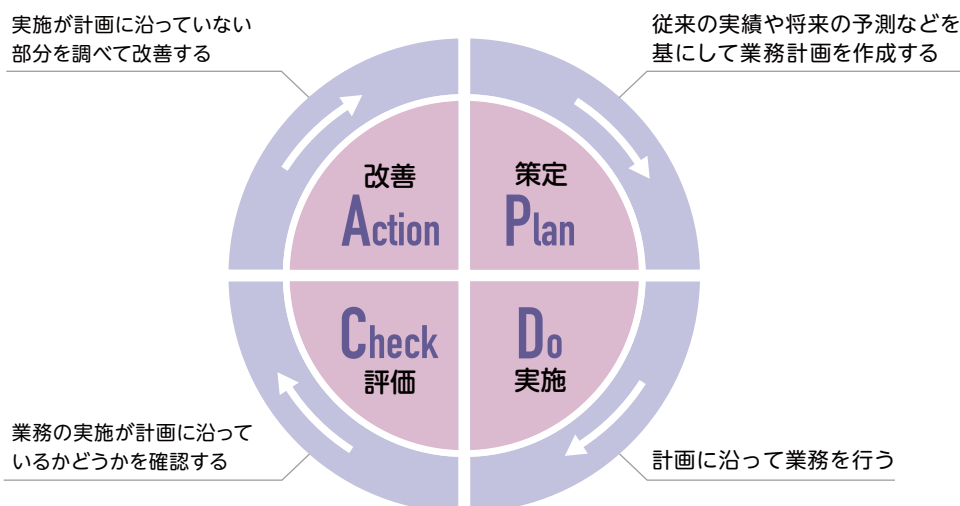
計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

さらに、家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等と連携しながら、社会全体でこども及び子育て家庭等への支援を推進していきます。

②計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、新座市子ども・子育て会議において意見・提案をいただき、PDCAサイクルを活用した進捗管理を行います。



第3次 新座市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 (令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

【発行】新座市

【編集】新座市こども未来部こども支援課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

< TEL > 048-424-9608

< URL > <http://www.city.niiza.lg.jp/>

